

令和2年(2020年)5月6日

各 位

天龍村長 永 嶺 誠 一

緊急事態宣言の期間の延長を受けた天龍村としての対応について

1 現状・基本認識

令和2年5月4日、政府は5月31日までの緊急事態宣言の期間延長を決定しました。

長野県においては、4月6日以降一定数の患者の発生が見られたものの、4月27日から5月4日までの発生件数が減少したなど、感染状況は比較的落ち着いた状況であり、国の専門家会議の提言における「新規感染者数が限定的となった地域」と考えられています。

国の専門家会議においては、新型コロナウイルス感染症に対しては長丁場の対応が必要であるとされており、県においても、今後は、他県との往来の徹底的な抑制や新しい生活様式の定着により、感染リスクを最大限低下させつつ、経済再生や住民生活の下支えに向けた取組を順次進め、長期的な対応を行っていくことの必要性が示されています。

当村においても、こうした国や県の現状認識を受け、5月7日以降の対策においては以下の3点を重点として進めることとします。

- 1 村民の皆様の行動変容を一層強く促します
- 2 県外との往来を徹底的に抑制します
- 3 「新しい生活様式」への移行を推進します

5月7日から5月15日までの間は、基本的にはこれまでの対策を継続し感染拡大防止の徹底を図りつつ、「新しい生活様式」への移行のための準備を行う期間とすることが必要と考えます。ただし、施設の使用停止(休業)の要請については、大きく私権を制限する厳しい措置となることから、クラスター発生の危険性が極めて高い業種を除き、感染防止策の徹底の要請に切り替えます。

また、5月16日以降は、5月の連休中の人々の移動等による影響や、特定警戒都道府県等の発生状況等を踏まえた評価も行いつつ、「新しい生活様式」への移行の推進のための措置に重点を移していくことが適切と考えます。

なお、状況によっては国や県の動向を見きながら、対策の強度を調整するなど、住民の生命を守ることを最優先に臨機応変の対応を行います。

以上の措置について、国や県において緊急事態宣言の対象区域の変更や緊急事態宣言の終了を行った場合は、直ちに見直すこととします。

2 村民の皆様の行動変容を進めるための取組《重点1》

(1)外出の自粛要請

外出の自粛の要請については、5月7日から5月15日までの間は継続します(特措法第45条第1項)。ただし、本村においては、外出することが直ちに人の密集状態につながる状況にはないため、あくまで人との接触機会の最小化を図る観点から要請しているものなのでご留意ください。

また、5月16日から5月31日(緊急事態宣言終了)までの間は、「人との接触機会の最小化」(在宅勤務、時差勤務の推進等を含む)、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク(布マスク等で可)着用」、「換気の徹底」などを中心に村民に呼びかけます。

(2) 基本的な感染防止策の徹底

発熱等の風邪症状がある場合や、家族に風邪症状がある場合は外出をしないよう村民に呼びかけていくとともに、これまで村民の皆様をお願いしてきた基本的な感染防止策(3つの密を徹底的に避ける、手洗いの励行、人と人との距離の確保など)の徹底も呼びかけてまいります。

(3) 村民に対する周知

緊急事態宣言の期間の延長を受け村としての対応や、村の公共施設の対応内容、村主催の行事・イベント等の開催対応などの具体的な情報については、引き続き、行政無線、村内回覧、CATV、村のホームページを通じて村民の皆様へ周知いたします。

3 県外からの感染を徹底的に防止するための取組《重点2》

(1) 緊急事態措置等

○ 県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいだ移動自粛の要請については、5月7日から5月31日(緊急事態宣言終了)までの間、継続します(特措法第45条第1項)。

○ 観光・宿泊施設等に対する休業等の検討の協力依頼

県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対する休業の検討の協力依頼については、5月7日から5月15日までの間は継続します。ただし、5月16日から5月31日(緊急事態宣言終了)までの間は、休業等の検討の協力依頼に代えて、県外から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼することとします(法に基づかない措置)。

(2) 来県者に対する14日間の外出自粛等の徹底

県では緊急事態措置を実施すべき都道府県に滞在していた方に対し、その翌日から14日間を経過するまで健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないことと、仕事については在宅勤務等による対応の呼びかけを行っており、これを周知します。

また、村内の事業所(指定公共機関、指定地方公共機関など、社会機能を維持する上で事業の継続が求められ、かつ、県域をまたいで移動を余儀なくされる業種を除く)に対しては、出張の自粛を改めて呼びかけ、往来した者及び新たに雇用した者(県外に14日以内に滞在していた場合)に対しては、14日間の健康観察を行い、基本的に出勤を控えるよう呼びかけを行います。

(3) 県外からの帰省の自粛

不要不急の帰省は、緊急事態宣言の期間中は行わないよう呼びかけを行います。

4 「新しい生活様式」への移行を促進するための取組《重点3》

(1) 緊急事態措置等

○ 食事提供施設に対する営業時間の短縮等の要請

5月7日から5月15日までの間、食事提供施設に対しては営業時間の短縮と酒類の提供時

間の制限(※)を要請します。また、営業時間内においては適切な感染防止策をとるよう協力を要請します。(特措法第24条第9項)。

※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配、テイクアウトは除く)。

(2) 村立学校、村有施設、村主催イベント等についての対応

〔学校の休業等〕

村立の小中学校は、5月24日(日)まで休業を延長します。この間において、感染リスクを可能な限り軽減しつつ臨時的登校を設ける等、段階的に学びを継続する環境づくりに努めます。

〔村有施設等の休止〕

村有施設については、社会生活を維持するための施設を除き、村外から人を呼び込む施設は休止を継続し、主として村民が使用するための施設については、感染防止策の徹底を図りながら、再開に向けた取組を行ってまいります。

なお、天龍村公共施設等における対応は別表1のとおりです。

〔村主催の行事・イベント等の対応〕

村主催の行事・イベント等については、5月7日から5月15日までの間は原則中止とします。

5月16日から5月31日(緊急事態宣言終了)までの間は、可能なものは延期を検討することとしますが、参加者が特定できる村民向けのイベントであって、開催の必要性が高いものについては、感染防止策の徹底を図りながら、実施できるものとします。ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われる等感染リスクが高いもの等は実施しません。

なお、既に5月に開催が予定されていた行事開催における対応については別表2のとおりです。

5 その他重要な事項

(1) 飲食店などを応援する地域の助け合いの推進

地域内消費の拡大など地域での助け合いの取組を推進します。

(2) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など住民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行います。

また、「特定警戒都道府県」など感染が広がっている地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に、人権に配慮した取組を行います。

天龍村の緊急事態措置等

1. 5月7日から5月15日までの間における緊急事態措置等

(1)「徹底した外出自粛の要請」、「県域をまたいだ移動自粛の要請」の継続(特措法第45条第1項)

以下の措置を継続します。

○ 徹底した外出自粛の要請

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを村民及び村内に滞在している方に要請します。

(生活の維持に必要な場合)

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

○ 県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいで移動することは、基本的には行わないよう要請します。

また、県外にお住まいの方にも、不要不急の帰省や旅行など、県外から本村へお越しになることは絶対に避けるよう要請します。

(2)運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続(特措法第24条第9項)

以下の措置を継続します。

- 社会生活の維持に必要な施設に対しては、入場者の整理、発熱者等の施設への入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策(法施行令第12条に定める措置)をとるよう協力を要請します。

(3)食事提供施設に対する営業時間の短縮等の要請の継続(特措法第24条第9項)

以下の措置を継続します。

- 食事提供施設については、夜間に酒類を提供するなど、運営の方法によっては感染リスクを高めるおそれがあるので、営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限(※)を要請します。
 - また、営業時間内においては適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の問取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底)をとるよう協力を要請します。
- ※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配、テイクアウトは除く)。

(4)観光・宿泊施設等に対する県外から人を呼び込まない運営についての検討を依頼

以下の措置を継続します。

- 不特定多数の者が観光等の目的で利用し、他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、施設管理者に対して休業を検討するよう協力を依頼します。

2. 5月16日から5月31日までの間における緊急事態措置等

(1) 外出・往来について

「人との接触機会の最小化」(在宅勤務、時差勤務の推進等を含む)、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク(布マスク等で可)着用」、「換気の徹底」などを村民に呼びかけていきます。

ただし、県域をまたいだ移動自粛の要請については継続します(特措法第45条第1項)。

(2) 運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続(特措法第24条第9項)

施設への入場者の整理、発熱者等の入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策の徹底を引き続き要請します。

(3) 食事提供施設について

営業時間の短縮等の要請は終了しますが、感染防止策の徹底を引き続き要請します(特措法第24条第9項)。

(4) 観光・宿泊施設等について

休業等の検討の協力依頼に代えて、感染防止策の徹底と県外から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼します(法に基づかない措置)。

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼します。
- 他県に向けた営業活動は行わない。
- 観光施設等においては、他県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼する。

(別表1)

天龍村公共施設等における当面の対応について

令和2年5月6日
天龍村

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長を受け、当村における公共施設等は、当面下記の対応を行うこととします。
ただし、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、対応の内容を見直す場合があります。

記

施設名	所管課(係名)	対応内容	実施期間
和知野川キャンプ場	地域振興課(商工観光係)	全施設を閉鎖します。	令和2年5月7日～当面の間
大河内森林公園キャンプ場	地域振興課(商工観光係)	全施設を閉鎖します。	令和2年5月7日～当面の間
ニセンジパターゴルフ場	地域振興課(商工観光係)	全施設を閉鎖します。	令和2年5月7日～当面の間
天龍温泉おきよめの湯	天龍温泉	全館(レストランゆとりを含む)休業いたします。	令和2年5月7日～令和2年5月31日

教育委員会関係施設使用制限について

【基本的事項】			
(1) 制限期間【令和2年(2020年)5月7日(木)から令和2年(2020年)5月31日(日)まで】			
(2) 利用可能者は村内在住の者に限る。(村出身者であっても他の市町村在住の者の使用は認められません) 利用者全員の名簿をご提出ください(万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため)。 本名簿はこの目的以外には使用しません。			
(3) 新型コロナウイルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。(換気の徹底、隣の方と2m以上の間隔を保つ等)			
施設名	使用可否	備考	連絡先
天龍村文化センターなんでも館	一部制限	・文化伝承センター(ホール)は使用禁止。 ・上記以外の会議室等を利用される場合、長時間の滞在はご遠慮ください。	天龍村教育委員会事務局 電話 0260-32-3206
天龍村図書館	一部制限	・利用可能な時間は30分以内とします。 ・館内での飲食は禁止です。	
天龍村村民体育館	閉鎖		
天龍村営グラウンド	一部制限	教育委員会へ事前申し込みがあった村内在住の者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村テニスコート	一部制限	教育委員会へ事前申し込みがあった村内在住の者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村コミュニティーセンター	一部制限	・利用可能な時間は1時間以内とします。	

その他関係施設

施設名	管理者	対応内容	実施期間
ふれあいステーション龍泉閣	ふれあいステーション龍泉閣	1階レストラン 終日休業	令和2年5月7日～令和2年5月11日
		1階レストラン 昼営業、 11:00～13:00でテイクアウトのみ。 5/17, 24, 31の日曜日は休業。	令和2年5月12日～ 令和2年5月31日
		4階ラウンジ 休業。	令和2年5月7日～令和2年5月31日
		龍泉の湯 休業。	令和2年5月7日～令和2年5月31日
養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。	当面
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。	当面
天龍村デイサービス	天龍村社会福祉協議会	利用者は利用前に検温して、通常営業	当面

(別表2)

5月の村等主催行事開催における対応について

令和2年5月6日
天龍村

令和2年4月7日付け新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が5月31日までに期間延長されたことを受け、5月に予定されています天龍村が主催する行事・会議等につきましては、下記の対応を行うこととしますので、ご理解をお願いします。

記

行事・会議名称(担当課)	開催予定日	対応内容
さわやか運動教室(住民課)	5月7日(木) 14日(木)	中止
	5月21日(木) 28日(木)	感染防止のための対策を講じたうえで開催。ただし、状況により中止・延期の可能性あります。
おきよめゆったり運動教室(住民課)	5月8日(金)	中止
しんぱいごと相談(住民課)	5月13日(水)	中止
オレンジカフェ(住民課)	5月26日(火)	中止
天龍ピカピカ大作戦(建設課)	5月26日(火)	小学校関係者のみで対応し、感染防止のための対策を講じたうえで開催。ただし、状況により中止・延期の可能性あります。

※上記にない行事・会議につきましては、参加者や構成員が特定されているために、省略されている場合がありますので、お問い合わせは事務局へ直接お願いします。

「新しい生活様式」の実践例(抜粋)

(1)一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒の使用も可)

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行は控えめに、出張はやむを得ない場合に。
- 発症した時のため、誰とどこで出会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2)日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密(密集、密接、密閉)の回避**
- 毎朝で体温測定。健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養
- 外出を控える

(3)日常生活の各場面別の生活様式

買物

- 一人または少人数で空いた時間に
- 計画的に短時間で済ませる
- レジに並ぶときは前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 体操などは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとる
- 狭い部屋での長居は無用

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びに座ろう
- 会話は控えめに
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みはしない。

冠婚葬祭など

- 多人数での会食は避けて
- 発熱、風邪症状がある場合は参加しない。